

岩手県育成林業経営体の登録・公表事務取扱要領

制 定 令和元年7月16日 森整第186号
一部改正 令和6年11月21日 森整第531号

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県育成林業経営体の登録・公表の実施に際し、岩手県育成林業経営体の登録・公表実施要領（令和元年7月16日制定。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2 実施要領第3の別に定める登録基準は以下のとおりとする。

- (1) 登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載がないこと。
- (2) 別紙「岩手県育成林業経営体の登録に関する基準」に適合していること。

(登録の申請)

第3 実施要領第3の登録を受けようとする者は、同要領第4の申請書等を、主たる事務所の所在地を所管する広域振興局の林務部、農政部農林振興センター（林務室が置かれる農林振興センターにあつては、林務室）若しくは農林部若しくは農林部農林振興センター（林務室が置かれる農林振興センターにあつては、林務室又は林務室林務出張所）の長（以下「部長等」という。）に正本1部及び副本1部を提出するものとする。

2 部長等は、申請書等の提出を受けたときは、第2の登録基準により確認を行い、申請内容が登録基準に適合すると認められる場合には、申請書等（正本1部）に岩手県育成林業経営体の登録に係る意見書（様式第1号）を付して、森林整備課総括課長に提出するものとする。

(基本情報の変更)

第4 実施要領第7第1項の申請をしようとする者は、同項で規定する申請書等を、主たる事務所の所在地を所管する部長等に正本1部及び副本1部を提出するものとする。

2 部長等は、前項の申請書等の提出を受けたときは、内容を確認し、申請書等（正本1部）を森林整備課総括課長に送付するものとする。

(登録内容の変更)

第5 実施要領第8第1項の申請をしようとする者は、同項で規定する申請書等を、主たる事務所の所在地を所管する部長等に正本1部及び副本1部を提出するものとする。

2 部長等は、前項の申請書等の提出を受けたときは、第3第2項の規定を準用し、森林整備課総括課長に提出するものとする。

(登録取消の申出)

第6 実施要領第11第1項第2号の申出については、第4の規定を準用する。

附 則

この要領は、令和元年7月16日から施行する。

この要領は、令和6年11月21日から施行する。

別紙

岩手県育成林業経営体の登録に関する基準

- 1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。
 以下の(1)～(8)の項目のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていること。ただし、(3)、(4)、(6)、(7)に関しては、1年以内に各項目の実施基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含める。

項 目		基 準
(1) 施業集約化の取組	どちらかに該当	ア 地域の森林経営の主体となり施業の集約化等により、生産性の高い森林経営を実践している イ アと同様に施業の集約化等の取組を今後実践する
(2) 生産量の増加又は生産性の向上 ※1 事業を請負に全て発注している経営体は、この項目は該当しない。 ※2 造林保育のみの事業を行っている経営体は、この項目は該当しない。	どちらかに該当	ア 5年間で約2割の増加(向上)又は3年間で約1割の増加(向上)の目標 イ 既に一定の基準(生産量に関し5,000 m ³ /年、生産性に関し間伐8 m ³ /人日、主伐11 m ³ /人日)以上の実績がある場合は、現状以上の目標
(3) 生産管理又は流通合理化等 ※事業を請負に全て発注している経営体は、この項目は該当しない。	ア、イの両方、又はウに該当	ア 生産管理 ・作業日誌の作成・分析による進捗管理 イ 流通合理化等 ・製材工場等需要者と直接的な取引又は、木材流通業者や森林組合系統などを通じた共同販売・共同出荷等 ウ アとイを1年以内に取り組む
(4) 主伐後の再造林の確保	どちらかに該当	ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有する イ アを1年以内に整備する
	どちらかに該当	ア 森林所有者への働きかけにより再造林など主伐後の適切な更新に取り組んでいる。 イ アを1年以内に取り組む
(5) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保	どちらかに該当	ア 素材生産又は造林・保育で1年以上の実績 イ 所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上

<p>(6)伐採・造林に関する行動規範の策定等</p>	<p>どちらかに該当</p>	<p>ア 既に行動規範等を策定・遵守 イ アを1年以内に策定し遵守する</p>
<p>(7)雇用管理の改善及び労働安全対策 ※事業を請負に全て発注している経営体は、この項目は該当しない。</p>	<p>ア、イの両方、又はウに該当</p>	<p>ア 雇用管理の改善 ・現場作業職員の常用化などの雇用の安定化 ・現場作業職員への月給制度や週休2日制の導入、検討 ・計画的な研修実施などの教育訓練の充実 ・現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入 イ 労働安全対策の実行 ・リスクアセスメントの実施 ・防護具等の着用の徹底(チェーンソー用防護ズボン、ブーツ、ヘルメット等) ・作業現場の安全巡回 ウ アとイを1年以内に実行する</p>
<p>(8)コンプライアンスの確保</p>	<p>全てに該当</p>	<p>ア 職員に対してコンプライアンスの教育を行っている イ 業務に関連して法令に違反していない(軽微な場合を除く) ウ 国、県、市町村から、入札参加資格の指名停止を受けていない</p>

2 添付書類の提出に関すること

実施要領第4第2項第1号から第10号の添付書類が提出され、内容が適切であること。